

児童虐待防止等に関する条例案に盛り込む事項の例

総則

【目的】

【定義】 ※子供家庭支援センター定義含む

【基本理念】

【責務】

未然防止

【普及啓発】

【各種健診等の活用】 ※乳幼児健診受診の責務等

【相談体制等の整備】

【医療機関との連携】

【子育て支援の充実】

早期発見・早期対応

【通告しやすい環境づくり】

【子供の安全確認】

- ・児童相談所等の対応
- ・保護者等の協力責務 ※

早期発見・早期対応(続き)

【情報共有・連携】

- ・児童相談所の調査への事業者の協力等
- ・関係機関連携 ※警察との適切な情報共有等
- ・転居時の適切な引継ぎ

虐待を受けた子供・虐待を行った保護者への支援

【子供への支援】

【指導・支援に従う保護者の責務】※

【保護者への支援】

【医療機関等との連携】

社会的養護・自立支援

【社会的養護の拡充】

【自立の支援】 ※地域社会、雇用者等の理解等

人材育成・その他

【人材育成】

【児童虐待死亡事例等検証】※検証情報収集等

【都の区市町村等への支援】

【虐待防止施策の実施状況の公表】

※罰則規定は設けない。